③ 地域移行支援の対象拡大

# ③地域移行支援の対象拡大について

○ 地域移行支援については、これまでの障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害者に加えて、保護施設や矯正施設等に入所している障害者を新たに支援対象にすることにしている。

### (平成26年4月以降の地域移行支援の対象)

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
- 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者
- 新 〇 救護施設、更生施設に入所している障害者
- 新 〇 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者
- 新 <u>更生保護施設に入所している障害者、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム</u>に宿泊している障害者
- 〇 矯正施設等に入所中の実施責任の在り方などの詳細については、今後、法務省や厚生労働省内の関係部局と調整しながら検討の上、平成26年4月の施行に向けて、順次お示ししていくので御了知願いたい。

# 地域移行支援の対象拡大について

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。 【平成26年4月1日施行】

保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大

### 1. 基本的な考え方に関すること

- 重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、
  - ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、
  - ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される<u>矯正施設等に入所している障</u> 害者

を新たに地域移行支援の対象とする。

## 2. 保護施設に入所している障害者に関すること

○ 保護施設のうち、「<u>身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」に入所している障</u> 害者を地域移行支援の対象とする。

### 3. 矯正施設等に入所している障害者に関すること

- 対象とする矯正施設の種類は、<u>刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)及び少年院</u>とする。
- 対象とする障害者は、<u>矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービス</u>の体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定する。
  - ※「矯正施設内で行う支援」(入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保等)は、現在も保護観察所、地域生活定 着支援センターとの連携により実施。
  - ※ 具体的には、「刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者」や、「刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしての外出又は外泊を許可した障害者」が想定されるが、具体的な対象施設、対象者の範囲等については関係省庁等とも検討中。
- また、矯正施設を出所した障害者は、出所後の一定期間、更生保護施設等を利用するケースが少なくないことから、<u>更生</u> 保護施設等に入所した障害者についても支援の対象とする。

④ 障害程度区分から障害支援区分への見直し

## ④障害程度区分から障害支援区分への見直しについて

- 〇 障害者総合支援法における「障害程度区分」については、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的示す「障害支援区分」に改め、平成26年4月から施行する。
- ○「障害支援区分」への見直しに当たっては、
  - 約100市区町村の御協力の下で実施したモデル事業に伴い収集したご意見等を踏まえつつ、認定調査員、市町村審査会委員及び医師意見書に記載する医師向けのマニュアル(案)を作成、各都道府県に対して送付するとともに
  - ・ 平成26年1月21日には、都道府県担当者向けの研修会を開催したところ。
- 〇「障害支援区分」の円滑な施行のためには、実際に認定業務に携わる認定調査員や市町村 審査会委員、医師意見書に記載する医師が客観的かつ公平・公正な認定業務を実施できるよう 資質の向上(スキルアップ)を図る取組が不可欠である。
- 都道府県におかれては、先般の研修会の内容等を踏まえ、速やかに管内の認定調査員や市 町村審査会委員、医師意見書に記載する医師を対象にした研修会を開催するなど、円滑な施 行に向けた取組に御協力願いたい。

### 障害者総合支援法における「障害支援区分」への見直し

(平成26年4月1日施行)

#### ① 名称・定義の変更(第4条第4項)

○「障害の程度(重さ)」ではなく、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

名称:障害程度区分

定義:障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの。

名称:障害支援区分

定義:障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

#### ② 知的障害・精神障害の特性の反映(附則第2条)

○知的障害者や精神障害者について、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないか、との課題が指摘されている。

#### 一次判定から二次判定で引き上げられている割合

【平成22年10月~平成23年9月】身体障害:20.3%、**知的障害:43.6%**、**精神障害:46.2%** 【平成23年10月~平成24年9月】身体障害:17.9%、**知的障害:40.7%**、**精神障害:44.5%** 

政府は、**障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう**、区分の制定に当たっての**適切な配慮その他の必要な措置を講ずる**ものとする。

### ③ 法施行後3年を目途とした検討(附則第3条)

政府は、**障害者総合支援法の施行後3年(障害支援区分の施行後2年)を目途として**、『**障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方**』 **等について検討**を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。